◎建設機械を所有しているが売買契約書がない場合の

証明書について

**（項番 ６ ４ 関係)**

**証明される方へ（建設機械を売買したことを証明する際のお願いと注意事項）**

・被証明者に販売した建設機械（ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、ダンプ車、移動式クレーン、高所作業車、締固め用機械、解体用機械）のみについて証明してください。

・証明はＰ８９の様式８により行ってください。

(ただし、様式は、あくまでも雛形であり、必ずしも本様式に拠らなくとも、建設機械を所有していることを証している書類であれば、確認書類として有効です。)

・**経営事項審査の評価対象とならない建設機械については、証明はしないでください。**

・虚偽の証明をしたり、審査を誤らせることを目的として証明すると、法律により罰せられることがありますので注意してください。

様式８

売買証明書

〈建設機械所有者〉

　住　所

商号又は名称

代表者

　　　　私は上記の者に下記の建設機械を売り渡したことを証明します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　　月　　　日

住　所

商号又は名称

代表者

〈建設機械の内訳〉

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| メーカー名 | 型　　　式 | 製造・車体番号 | 売買成立日 | 備　　　考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |